



# 地震ハザードマップ

Ami Town Earthquake-Hazard Map

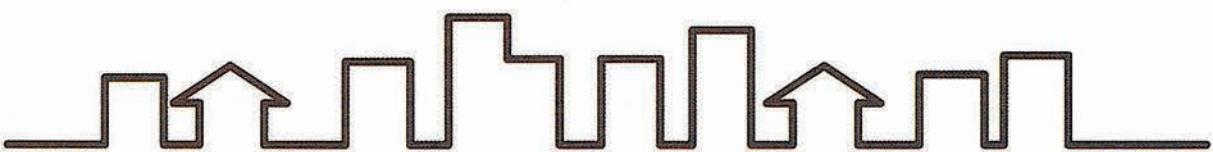
地震による被害を最小限にとどめるためには、日頃から皆さん一人ひとりが防災に関する意識をもち、災害時に落ち着いて行動できるよう、正しい心構えと知識を身につけておくことが大切です。この地震ハザードマップは、皆さんに地震の危険性に関する認識を高めていただき、住宅の耐震化促進や自らできる安全対策などの備えに役立てていただくことを目的として作成しました。

平成 23年

## 想定地震

茨城県南部地震は相模湾の地下から関東地方の直下に沈み込むフィリピン海プレートの上面を震源とするもので、切迫性の高い地震と言われています。

地震の規模を表すマグニチュードは7.3です。予測される地震の強さ（震度）は、町全域で震度6弱から6強となり、阿見町において大きな被害を与える可能性があります。



阿見町 都市計画課

〒300-0392 茨城県稻敷郡阿見町中央一丁目1番1号

TEL:029-888-1111 FAX:029-887-9560

<http://www.town.ami.ibaraki.jp/>

お問い合わせ先

# 地震発生

地震が発生したときに、家族全員が一緒に行動できるとは限りません。学校や職場、外出先で、地震が発生することもあります。地震の際に、あわてず行動ができるようにはじめましょう。また、家族が離ればなれになったときの連絡方法を確認したり、避難場所までの危険箇所を知っておきましょう。

## 家中

- 身の安全を確保する。
- 揺れがおさまってから、すばやく火を消す。
- 窓や玄関の扉を開け、脱出口を確保する。



## 屋内

あわてずに、  
周囲の状況に応じて、  
まず身の安全を確保

## 住宅街・商店街

- ブロック塀や石塀、電柱や自動販売機などからすぐに離れる。
- ガラスの破片、看板などの落下物に注意し、持ち物で頭を保護する。



## 山や崖の付近

- 山にいるときは、まず落石から身を守る。
- 地震の揺れで地盤が緩み、崩れやすくなっている可能性があるため、崖や急傾斜地に近づかない。



## 学校の中

- 急いで教室から飛び出さないで、まずは机の下にもぐり、頭を保護する。
- 地震の揺れがおさまってからは教職員の指示に従う。



## エレベーターの中

- すべての階のボタンを押し、最初に停止した階へ降りる。
- 停電などで、ドアが開かなくなったら非常ボタンを押し指示を待つ。



## オフィスの中

- 机上のOA機器の落下に注意し、すばやく机の下にもぐりこむ。
- 外へ逃げるときは落下物に注意する。



## スーパーの中

- 買い物かごやバッグ等で頭を保護する。
- あわてず係員の指示に従う。
- 避難のときは階段を使う。



## 電車の中

- つり革や手すりに両手でつかまる。
- 足を踏ん張って前かがみ姿勢をとり、カバンで頭を保護する。
- 電車の外には出ないで乗務員の指示に従う。



## 車の運転中

- ハンドルをしっかりと握り、少しずつスピードを落とし道路の左側に停車する。
- 揺れがおさまるまで車内で待ち、ラジオで地震の情報を確認する。



こんな場所で  
地震に  
あったら

## 屋外

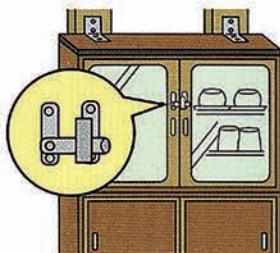
避難は、  
「落ち着いて」、  
「安全に！」

# 安全対策

地震災害に備えて、町やその他の防災関係機関は様々な予防対策を行いますが、それだけでは地震の備えとしては万全ではありません。災害時は自分の身は自分自身で守ることが大切です。被害防止のために、日ごろから対策をしましょう。

## 食器棚

### 飛び出し防止をしよう



L字金具などで固定し、棚板にはすべりにくい材質のシートやふきん等を敷きましょう。

また、観音開きの扉の食器棚等には開放防止金具を取り付けましょう。

## 家具

### 金具などで家具を固定しよう



家具は、転倒防止のためL字金具で壁に固定するか、天井との間に突っ張り棒を入れて固定しましょう。重いものを下に収納するようにしましょう。

## 照明器具

### 鎖と金具で固定しよう



鎖と金具を使って数箇所止めましょう。

## ガラス

### 飛散防止対策をしよう



戸棚のガラスや窓ガラスには飛散防止フィルムを張りましょう。

## 棚

### 危険なものは置かないようにしよう



割れやすいものや重たいものを棚の上に置かないようにしましょう。

## 廊下 玄関

### 避難口には物を置かないようにしよう



避難の妨げになるため、廊下や玄関には物を置かないようにしましょう。

## 家の周りの安全も確認しましょう

瓦・アンテナ・外壁  
タイル等の点検補修  
をする。

プロパンガスのボンベ等は、たおれない  
ように補強し、周囲  
に物を置かない。

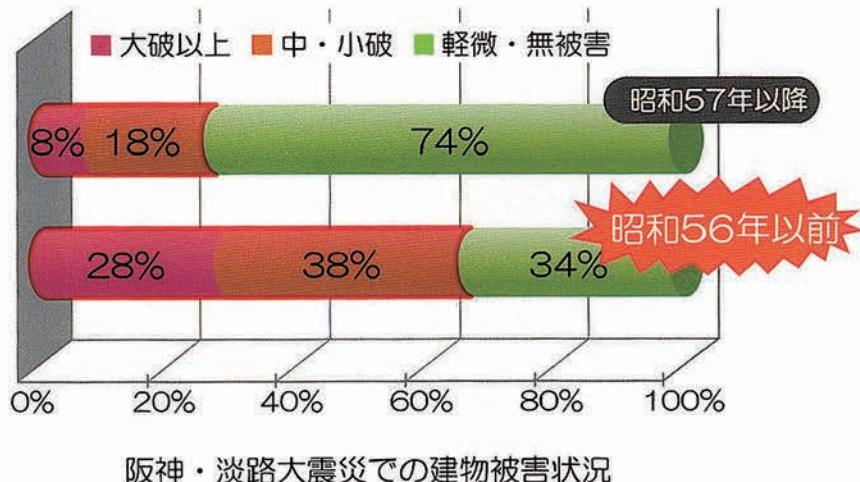
石垣・ブロック垣は、  
生垣にする等の安全  
対策をとる。

ベランダの手すりに  
植木鉢等危険な物  
は置かない。

# 地震対策

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が失われました。このうち地震による直接的死者は5,502人であり、その約9割が住宅等の倒壊によるものでした。このときに被害を受けた建物の多くは昭和56年以前に建てられたものでした。

昭和56年以前の建物は、古い耐震基準に基づいており、耐震性が低く、揺れによって被害を受けるおそれがあります。このほか壁の少ない建物も要注意です。



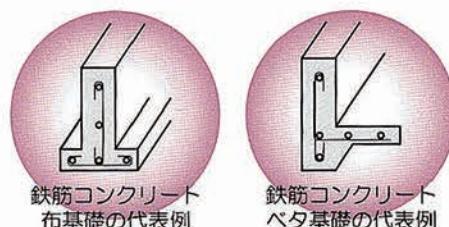
阪神・淡路大震災での建物被害状況

## 家屋の安全をチェックしよう

阪神・淡路大震災では家屋の倒壊による被害が多くありました。自分の家は大丈夫か確認しましょう。

**地盤** 埋立地・低湿地・軟弱地盤の地域・液状化の可能性のある地域は要注意。

**基礎** コンクリート作りの基礎で、縦と横に鉄筋が入っているものは比較的安全。鉄筋が入っていないものや石積み・ブロック積みの基礎は要注意。



**建物の形** 凹凸の少ない建物は比較的安全。不正形の建物は地震に弱い傾向がある。



**筋かい** 壁の中に筋かいがあるものは安全。ないものは要注意。

**壁の量** 壁の量が多いものほど安全。少ない場合は要注意。

**老朽度** 老朽化しているものは要注意。腐っていたり、シロアリに食われていたりするものは危険。建物の北側・台所・風呂場周りの土台をドライバーなどでたたいてチェックをしましょう。

建物の安全性が気になる方は、専門家による耐震診断を受けましょう。

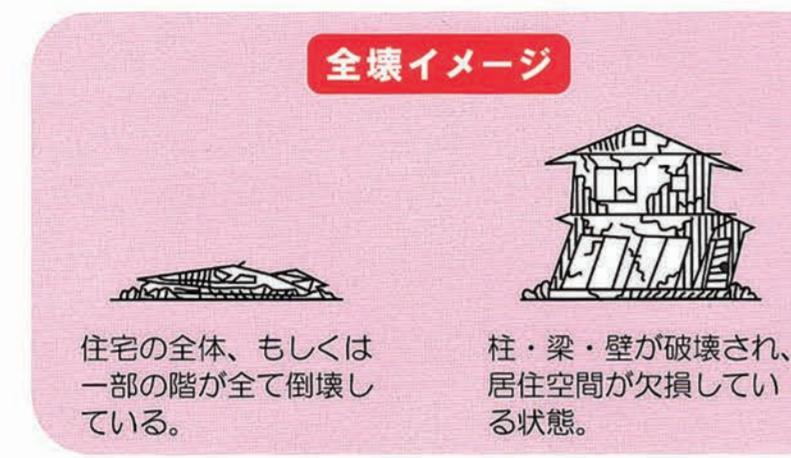
# 地域の危険度マップ

「地域の危険度マップ」とは、揺れやすさマップ相当の揺れとなった場合、著しい被害を受ける建物の割合（全・半壊する建物の割合）を50mメッシュ単位で表現したものです。

このマップに示す建物全・半壊率は、地域としての建物被害の危険性を示したものであり、個別の建物の危険性を示すものではありません。そのため、建物全・半壊率が高い地域であっても耐震性の高い建物は壊れにくく、反対に建物全・半壊率が低い地域であっても老朽化した建物は壊れる可能性があります。

## 全壊とは

「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、消失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難な状態をいいます。



## 半壊とは

「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度の状態をいいます。



※災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府、平成21年6月）  
地震被害調査のための建物分類と破壊パターン（岡田成幸、高井伸雄）を参考に作成

自宅周辺の危険な場所と、  
安全に避難できる避難場所などを確認しよう！



わが家の避難場所は、

（家族で話し合って、記入しておきましょう。）

## ○ 避難場所一覧

### 一時避難場所

災害が継続する場合（避難勧告・指示発令後など）に避難する場所  
●町本部から地域住民へ、地域住民から町本部への情報伝達拠点  
●飲料水などの確保や高齢者等の一時的な安全を確保するための避難待機所  
●広域避難場所へ適切に二次避難するための集結拠点  
大火災が発生したら、広域避難場所へ避難しましょう。

番号	名 称	所 在 地	電 話 番 号
①	町立阿見小学校	中央二丁目 1-5	029-887-0019
②	町立実穀小学校	実穀 1285・1293 合併番地	029-841-0583
③	町立吉原小学校	吉原 614	029-889-0277
④	町立本郷小学校	荒川本郷 1400	029-841-0024
⑤	町立君原小学校	境 145	029-889-0118
⑥	町立舟島小学校	島津 3928	029-887-1720
⑦	町立阿見第一小学校	岡崎三丁目 19	029-887-5781
⑧	町立阿見第二小学校	阿見 4988	029-887-8531
⑨	町立阿見中学校	中央一丁目 2-1	029-887-0028
⑩	町立朝日中学校	荒川本郷 1855-1	029-842-7771
⑪	町立竹来中学校	竹来 400-1	029-887-1201
⑫	私立霞ヶ浦高等学校	青宿 50	029-887-0013
⑬	中央公民館	若栗 1886-1	029-888-2526
⑭	君原公民館	境 171-2	029-889-1363
⑮	かすみ公民館	阿見 2083-2	029-888-8111
⑯	本郷ふれあいセンター	荒川本郷 1374-4	029-830-5100
⑰	舟島ふれあいセンター	南平台一丁目 31-6	029-840-2761
⑲	総合保健福祉会館「さわやかセンター」*	阿見 4671-1	029-888-2940

\*総合保健福祉会館は高齢者、障害者のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者等を保護するための避難所として兼用します。

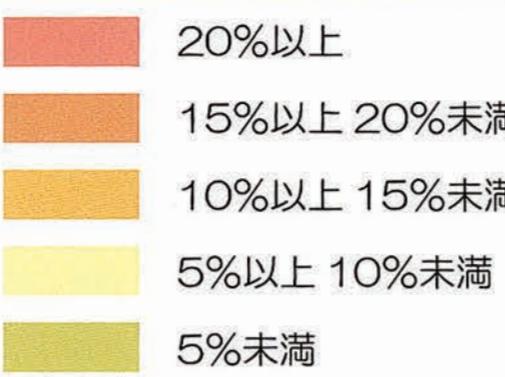
### 広域避難場所

多くの一時避難場所が使用不可能になった場合に避難する場所  
●相当程度のオープンスペースが確保されていて、避難者の生命及び安全を保護するための避難場所

番号	名 称	所 在 地	電 話 番 号
①	総合運動公園	吉原 52-3	029-889-2788
②	茨城大学農学部農場	阿見 3998	029-887-1261
③	県立医療大学グラウンド	阿見 4669-2	029-888-4000

## 凡 例

### 全・半壊率



### 防災関係施設

- 一時避難場所
- 広域避難場所
- 町役場
- 消防署
- ×
- × 交番

### 緊急輸送道路

- 第一次緊急輸送道路
- 第二次緊急輸送道路

### 主要道路

- 国道
- 県道

NTT 災害用伝言板  
ダイヤル 171

地震等の災害発生時に、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に稼動する声の伝言板です。

### 伝言の登録方法

171にダイヤル

① を選択

□□□-□□□-□□□□（電話番号を市外局番から入力）

被 災 地 の 方 自宅の電話番号、または

連絡を取りたい被災地の方の電話番号

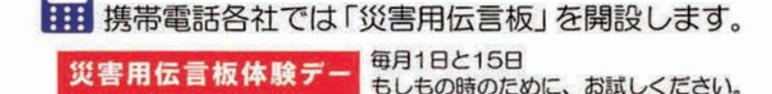
被 災 地 以 外 の 方 連絡を取りたい被災地の方の電話番号

▼ 伝言を録音する

▼ 伝言を再生する

※詳細は「NTT東日本 災害用伝言板ホームページ」を確認してください。

<http://www.ntt-east.co.jp/saigai/voice171/index.html>



携帯電話各社では「災害用伝言板」を開設します。

災害用伝言板体験デー 毎月1日と15日 もしもの時のため、お試しください。

# 生垣設置補助制度

阿見町では、町景観条例第9条に基づき、潤いある街並みと安全な生活環境を確保するため、町が費用の一部を負担して生垣の設置を奨励しています。

生垣は、街並みに潤いを与えるとともに、風通しを良くし、居住性を高めます。また、ブロック塀を生垣にすることで倒壊を防ぎ、地震被害を予防することもできます。

### 補助を受けることができる方

土地の所有者または生垣の設置に権限を有する方

### 補助の対象となる生垣

- 1 新たに生垣を設置する場合
- 2 既存のブロック塀等を撤去して生垣にする場合

### 補助額の基準

補助対象となる生垣設置に要する経費\*の限度額

新たに生垣を設置する場合：1m当たり 10,000 円

ブロック塀等の撤去を伴う場合：1m当たり 15,000 円

\*生垣設置に要する経費とは、植手間、樹木、垣、支柱等を含みます。

補 助 率 生垣設置に要する経費の 2 分の 1  
(ブロック塀等の撤去を伴う場合はその経費も含む)

補助限度額 175,000 円

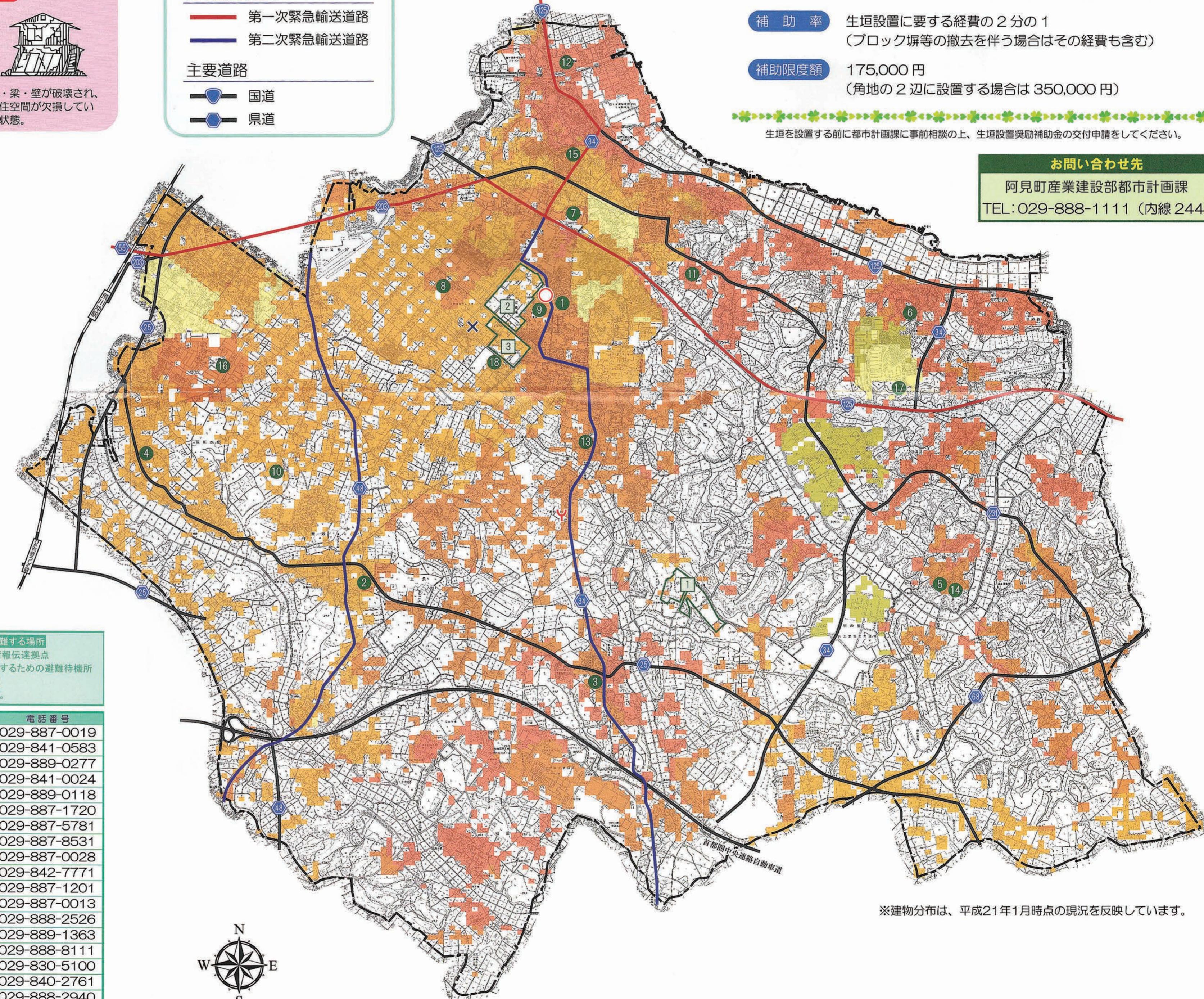
(角地の 2 辺に設置する場合は 350,000 円)

生垣を設置する前に都市計画課に事前相談の上、生垣設置奨励補助金の交付申請をしてください。

### お問い合わせ先

阿見町産業建設部都市計画課

TEL: 029-888-1111 (内線 244)



※建物分布は、平成21年1月時点の現況を反映しています。

## ○ 防災関係機関連絡先

名 称	所 在 地	電 話 番 号
○ 阿見町役場	中央一丁目 1-1	029-888-1111
Y 阿見町消防本部	若栗 3337	029-887-0119
×	阿見町消防署	029-888-0110
○ 阿見地区交番	阿見 4801-1	029-888-0110
※不在時は牛久警察署へご連絡ください。		
牛久警察署	牛久市下根町 491-1	029-871-0110

1/27,000 km  
0 1 2 4

# 自宅周辺の危険な場所と、 安全に避難できる避難場所などを確認しよう！

わが家の避難場所は、



(家族で話し合って、記入しておきましょう。)

## ○ 避難場所一覧

### 一時避難場所

災害が継続する場合（避難勧告・指示発令後など）に避難する場所

- 町本部から地域住民へ、地域住民から町本部への情報伝達拠点
- 飲料水などの確保や高齢者等の一時的な安全を確保するための避難待機所
- 広域避難場所へ適切に二次避難するための集結拠点  
大火災が発生したら、広域避難場所へ避難しましょう。

番号	名 称	所 在 地	電 話 番 号
①	町立阿見小学校	中央二丁目 1-5	029-887-0019
②	町立実穀小学校	実穀 1285・1293 合併番地	029-841-0583
③	町立吉原小学校	吉原 614	029-889-0277
④	町立本郷小学校	荒川本郷 1400	029-841-0024
⑤	町立君原小学校	塙 145	029-889-0118
⑥	町立舟島小学校	島津 3928	029-887-1720
⑦	町立阿見第一小学校	岡崎三丁目 19	029-887-5781
⑧	町立阿見第二小学校	阿見 4988	029-887-8531
⑨	町立阿見中学校	中央一丁目 2-1	029-887-0028
⑩	町立朝日中学校	荒川本郷 1855-1	029-842-7771
⑪	町立竹来中学校	竹来 400-1	029-887-1201
⑫	私立霞ヶ浦高等学校	青宿 50	029-887-0013
⑬	中央公民館	若栗 1886-1	029-888-2526
⑭	君原公民館	塙 171-2	029-889-1363
⑮	かすみ公民館	阿見 2083-2	029-888-8111
⑯	本郷ふれあいセンター	荒川本郷 1374-4	029-830-5100
⑰	舟島ふれあいセンター	南平台一丁目 31-6	029-840-2761
⑱	総合保健福祉会館「さわやかセンター」*	阿見 4671-1	029-888-2940

\* 総合保健福祉会館は高齢者、障害者のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者等要援護者（およびその家族）に対して、避難所生活に特別な配慮がなされた福祉避難所として兼用します。

### 広域避難場所

多くの一時避難場所が使用不可能になった場合に避難する場所

- 相当程度のオープンスペースが確保されていて、避難者の生命及び安全を保護するための避難場所

番号	名 称	所 在 地	電 話 番 号
①	総合運動公園	吉原 52-3	029-889-2788
②	茨城大学農学部農場	阿見 3998	029-887-1261
③	県立医療大学グラウンド	阿見 4669-2	029-888-4000

# 揺れやすさマップ

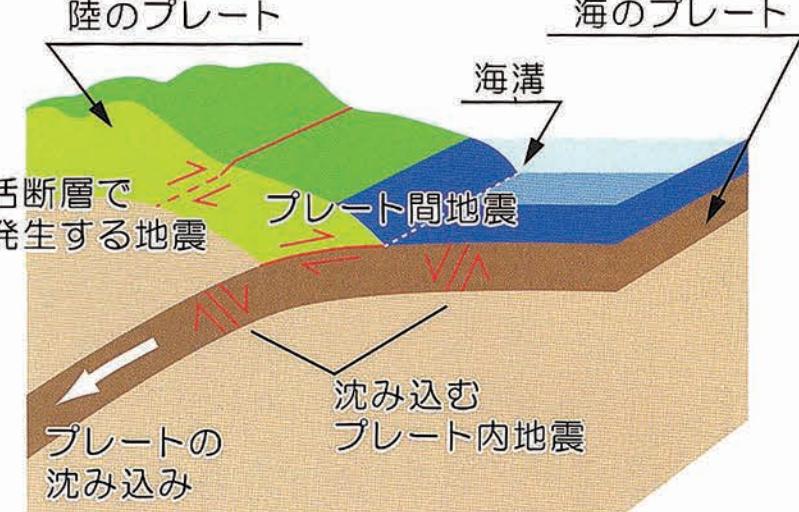
「揺れやすさマップ」とは、国の中防災会議で想定されている茨城県南部地震（想定マグニチュード 7.3）が発生した場合の震度分布を50mメッシュ単位で表現したものです。震度とは地震による揺れの程度を表す指標です。

なお、地震の規模や震源の位置が異なれば、揺れやすさマップに示した震度よりも強くなったり弱くなったりすることがあります。

## 地震のしくみ

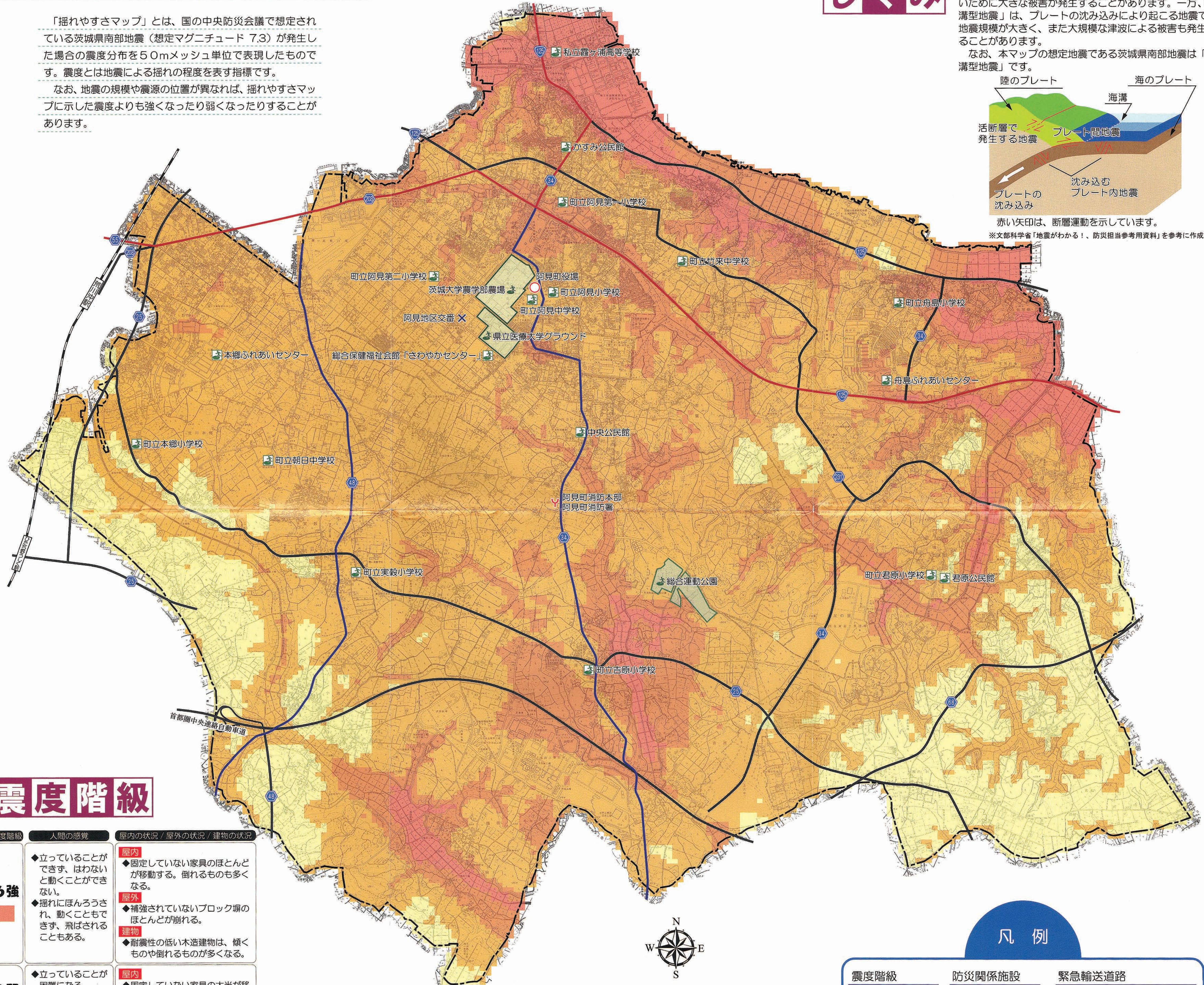
地震は、地下の岩盤に力が加わり、ある面（断層面）を境にして両側の岩盤がずれ動く断層運動により発生します。日本周辺で発生する地震は、「内陸型地震」と「海溝型地震」に大別することができます。「内陸型地震」は、陸域で主に活断層が動いて起こる地震で震源からの距離が近いために大きな被害が発生することがあります。一方、「海溝型地震」は、プレートの沈み込みにより起こる地震で、地震規模が大きく、また大規模な津波による被害も発生することがあります。

なお、本マップの想定地震である茨城県南部地震は「海溝型地震」です。



赤い矢印は、断層運動を示しています。

※文部科学省「地震がわかる!、防災担当参考用資料」を参考に作成



## 震度階級

震度階級	人間の感覚		屋内の状況／屋外の状況／建物の状況	
	6強	6弱	屋内	屋外
6強	立っていることができず、はねないと動くことができない。 揺れにほんとうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	立っていることが困難になる。 	固定していない家具のほとんどが移動する。倒れるものが多くなる。 補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。 ドアが開かなくなることがある。
6弱	立っていることができず、はねないと動くことができない。 揺れにほんとうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	立っていることが困難になる。 	耐震性の低い木造建物は、傾くものや倒れるものが多くなる。 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	耐震性の低い木造建物は、建物が傾いたりすることがある。

## 凡例

震度階級	防災関係施設	緊急輸送道路
6強	一時避難場所 広域避難場所 町役場 消防署 交番	第一次緊急輸送道路 第二次緊急輸送道路
6弱		
		主要道路 国道 県道

1/20,000 km



0 1 2

km

1 2 3 4

# 生垣設置補助制度

阿見町では、町景観条例第9条に基づき、潤いある街並みと安全な生活環境を確保するため、町が費用の一部を負担して生垣の設置を奨励しています。

生垣は、街並みに潤いを与えるとともに、風通しを良くし、居住性を高めます。また、ブロック塀を生垣にすることで倒壊を防ぎ、地震被害を予防することもできます。

## ■ 補助を受けることができる方

土地の所有者または生垣の設置に権限を有する方

キケン!



## ■ 補助の対象となる生垣

- 新たに生垣を設置する場合
- 既存のブロック塀等を撤去して生垣にする場合

## ■ 補助額の基準

補助対象となる生垣設置に要する経費※の限度額

新たに生垣を設置する場合：1m当たり 10,000 円

ブロック塀等の撤去を伴う場合：1m当たり 15,000 円

※生垣設置に要する経費とは、植手間、樹木、垣、支柱等を言います。

補 助 率 生垣設置に要する経費の 2 分の 1

(ブロック塀等の撤去を伴う場合はその経費も含む)

補助限度額 175,000 円

(角地の 2 辺に設置する場合は 350,000 円)



生垣を設置する前に都市計画課に事前相談の上、生垣設置奨励補助金の交付申請をしてください。

## お問い合わせ先

阿見町産業建設部都市計画課

TEL: 029-888-1111 (内線 244)